

国不建推第55号

令和6年9月27日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁において、長期手形が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、手形期間が60日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、令和6年11月1日以降に交付される手形から指導の対象にするとされたこと、また、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたことなどから、「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月策定）のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改定を行いました。



貴団体におかれましては、受発注者ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) に掲載予定です。

別添1: 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第6版）

別添2: 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂新旧対照表

※別添1及び2は下線をクリックしてご覧ください。